

令和7年度 地域連携推進会議議事録

開催案内年月日 令和7年10月6日
開催年月日 令和7年10月30日(水)13時25分～14時30分終了
開催場所 社会福祉法人つくし園作業棟
構成員出席者 岡田頼明 山本啓介 福原美佐子 川崎茂昭 富永拓
欠席構成員 なし
事務局出席者 有吉理事長 磯部施設長 松田副施設長 中野事務長 藤井支援課長

開会(13時25分)

○開会あいさつ(施設長)

○理事長あいさつ

- ・委員への就任承諾及び会議出席に対する謝辞
- ・つくし園は知的障害の利用者支援している施設
- ・地域連携推進会議の設置義務
- ・それぞれのお立場から忌憚ない意見を

○自己紹介

- ・つくし園利用者 岡田頼明
- ・つくし園利用者の保護者 山本啓介
- ・米光地区の民生委員 福原美佐子
- ・特別養護老人ホーム福寿荘施設長 川崎茂昭
- ・周南市障害者支援課保健師 富永拓
- ・社会福祉法人つくし園理事長 有吉富男
- ・つくし園施設長 磯部良治
- ・つくし園副施設長 松田浩一
- ・つくし園事務長 中野孝明
- ・つくし園支援課長 藤井一彦

○地域連携推進会議の概要説明

- ・「地域連携推進会議」の開催及び会議の構成員の事業所見学を令和7年度から義務付け
- ・障害者支援施設：障害の程度が比較的重い方を対象、施設規模は原則30人以上
- ・共同生活援助・グループホーム：障害の程度が軽い方から重い方までを対象、施設規模は小規模で原則10人以下
- ・地域連携推進会議の目的：①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護
- ・施設による会議の開催及び構成員による施設訪問
- ・地域連携推進会議の構成員：利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設所在地の障害福祉の市担当者で構成、人数として5名程度(利用者、利用者家族、地域の関係者は、必ず選出)。

- ・構成員の役割：会議への出席・施設訪問による情報共有、施設等の環境や利用者・職員の様子の確認、利用者や職員とのつながり
- ・社会福祉法人つくし園地域連携推進会議設置要綱
- ・地域連携推進員の手引き：訪問の意義や訪問の際の視点、地域連携推進員としての心がけの記載
- ・利用者の権利擁護のため、個人情報漏洩禁止

【質問・意見】

- ・構成員の任期は
→任期は1年として、再任は妨げない

○社会福祉法人つくし園の説明

- ・1966年（昭和41年）「手をつなぐ親の会作業所つくし園」を開設
- ・1972年（昭和47年）「社会福祉法人つくし園」の設立認可、定員20名で旧馬神小学校に「通所更生施設つくし園」を開園
- ・1974年（昭和49年）知的障害者入所更生施設事業を開始
- ・1991年（平成3年）現在地に移転、現在定員50名で障害者支援施設の運営と短期入所サービス、相談支援センターでの特定相談事業を実施
- ・現在、理事長は6代目で有吉富男、職員は、施設長、副施設長、事務長、支援員34名、看護師2名、管理栄養士1名、調理員7名、事務員2名、支援補助員1名、合計51名の体制で運営
- ・入所者は、男性25名、女性22名の47名、年齢は10代から80代までの方まで
- ・理事長、施設長その他、社会福祉事業の経営に見識を有する方や地域の福祉関係者として4名の理事
- ・評議員は地域の代表者や地域の福祉関係者、利用者の家族代表の方、7名
- ・敷地面積は、5,352.59㎡、建物面積は1,946.68㎡
- ・施設は、女子寮と男子寮に分かれており、女子寮は女子の支援員、男子寮は男子の支援員が利用者の生活支援
- ・1日の流れ：6時半に起床、22時消灯、週4回の入浴を実施
- ・節句行事や七夕行事、クリスマス会、フェスタ等、年間を通じて行事を実施
- ・利用者の活動は、月に1回の外部講師による体操教室や健康体操を実施し、職員による絵画教室や折り紙教室、ミュージッククラブなども実施。随時、個別外出支援やドライブ、一泊旅行、日帰り旅行などを行う
- ・「つくしんぼ」という園だよりを毎月発行

【質問・意見】

- ・定員50名で人員配置の基準は
→1.7対1
- ・園だよりを地域の方が見る機会、フェスタに地域の方が来られることは
→フェスタは、コロナ禍以前は、地域の方にお声掛けして、参加していたが、今現在は、利用者の保護者や法人の理事・評議員の方の参加。園だよりは保護者向けのもの。

- ・ 一日の予定での起床とか、就寝時間の運用状況は
→6 時半より早く起きられる方、消灯後起きられている方もいる。
- ・ 入所者の方の年齢層は
→17 歳から一番高齢の方は 83 歳、多床室のため施設の再整備を検討中。
- ・ 個人的な施設見学は
→面会も自由、感染対策期間でなければ、居室まで入室可能。
- ・ 定員 50 名で、47 名の利用ということは、受入れは可能か
→施設は多床室で、ユニット化も出来ていない状況の中で、受け入れの可否を判断。
- ・ 活動は施設内か。利用者さんが外に出ることは
→施設内で、リクリエーションや絵画教室、折り紙教室などを実施。随時活動として、ドライブや買い物、日帰り旅行、一泊旅行などを実施。
- ・ 職員の方の入れ替わりは
→基本的に職員の勤務年数は、長い方だと思う。
- ・ 日帰りショートの利用される方は
→現在、男性 5 名、女性 3 名が利用。
- ・ 日帰りショートを入所施設が受入られているということをもっと周知すれば、地域に開かれた施設になっていくのでは
→日帰りショート定員いっぱい状態。
- ・ 障害者支援の需要と供給は
→障害者数は増えている状況。国の方向性としては、入所施設は縮小させて、地域移行を進めるという方針。個人的な考えとして、入所施設も重要な施設。

○障害の概念等の説明

- ・ 障害者基本法：すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現。
- ・ 障害者の定義：身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ・ 障害とは、精神や身体の器官が、先天的な原因や病気やケガなど何らかの原因で、本来の機能を果たすことが出来ない状態であり、障害者は、障害により、長期に渡って日常生活に相当な制限を受けたり、社会生活に支障があると認定を受けた人
- ・ 知的障害者とは、知的機能の障害が 18 歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものとされ、知能検査によって測定された結果、知能指数が概ね 70 までのものが判断基準
- ・ 知的障害の原因は、①原因がわからない突発性もの、②疾病などによるもの、③不適切な養育環境によるものと言われている。

- ・知的障害や発達障害は、環境の変化で情緒が不安定になってしまうことによるものだとされている。
- ・障害者手帳・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の3つの種類。
- ・身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、視力や聴力に関する障害、手足の動きに制限があるなど、身体機能に関わる障害がある方に交付され、障害の程度は、1級から6級で示され、手帳交付者数は令和5年度で4,783,069人。
- ・療育手帳は、療育手帳制度に基づき、知的障害のある方に交付され、障害の程度はA及びBで示され、手帳交付者数は令和5年度で1,281,469人。
- ・精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、うつ病や統合失調症など精神障害のある方に交付され、障害程度は1級から3級で示され、手帳交付者数は令和5年度で1,438,093人。
- ・障害福祉サービスを受けるためには、障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があり、障害程度は支援区分1～6、数字が大きくなるほど重度。障害者支援施設に入所できる障害者は、支援区分4以上の方や50歳以上の支援区分3以上の方が対象。つくし園利用者は現在47名中、障害支援区分5及び6の方が44名利用、知的障害以外に身体障害や精神障害もある重複障害の方もいる。

【質問・意見】

特になし。

○人権擁護の取組み説明

- ・虐待：①暴力的行為や車椅子やベッドに縛り付けるなど利用者の行動を制限する身体拘束、②身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要するなどの身体的虐待、③キスや性器等への接触、性的行為の強要、わいせつな言動等を行う性的虐待、④怒鳴ったり、罵ったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮辱的な発言、失敗の嘲笑、「これが出来たら外出させてあげる」などの交換条件の提示などの心理的虐待、⑤必要な介助をせず不衛生な状態にするなどの放棄・放置、⑥本人の同意なしに年金や預貯金を使用するなどの経済的虐待
- ・虐待防止：虐待防止委員会の設置や職員に対する虐待防止研修会の実施。つくし園においては、毎月の委員会の開催や研修会の実施、「不適切支援等の振り返りシート」の毎月提出
- ・身体拘束適正化委員会の開催（3カ月に1回）：やむを得ず身体拘束を行う場合の要件である「切迫性」「非代替性」「一時性」の確認。身体拘束の現状と記録の確認。身体拘束の再検討。
- ・職員一人一人が常に意識して、虐待防止、人権擁護に取り組むことが重要。

【質問・意見】

特になし。

○今回の会議の感想や障害者支援に対する意見等

- ・地域との関係づくりというのは、何も前触れなしには、中々難しい。障害に関する理解だとか、障害があってもなくてもフラットな関係にしていける環境を作っていくことがとても必要。それをしていくことによって、地域と施設の関係性が近づくことによって、透明性も保て、利用者の権利擁護にもつながってくると思う。この会議も会議だけにとどまらず、次につなげていけるようなになればと思う。

- ・障害と高齢者の違いはありますが、利用者さんのため、地域に開かれた施設でなければいけないというのは、共通認識になる。虐待防止、人権擁護の取組みにつきましても、お互い情報交換しながら、良いものが模索出来たらと思う。地域に根差した福祉施設として、地域に愛される施設になるためにも、お互い協力しながらやっていきたい。
- ・虐待のことですが、子育ての時、今考えると、子供に対して虐待にあたるかなと反省。高齢の父と生活しているが、きつい言葉で接してしまっていることが多いので、難しい問題だなと思う。
- ・職員の皆さんと、色々話が出来て良かった。改めて、保護者として、園の一助になればと思う。

○今後予定

- ・施設訪問：構成員の各一人一人のご都合の良い日時で実施。
- ・後日、つくし園の方に訪問いただける候補日を連絡。
- ・議事録の確認を川崎茂昭様、福原美佐子様に依頼。

14 時 40 分終了

この議事録の正確を期するため署名する。

令和7年 10 月 30 日

川崎茂昭 

福原美佐子 